

アクシデント発生時の報告体制について

(平成30年5月16日 行政経営課作成)

1 目的

市が実施する事務事業（委託業務、発注工事、指定管理業務等を含む。）に係るアクシデントのうち、市民の生命、身体、財産に被害が及ぶなど直接市民生活に影響を与えるおそれのあるものについて、秦野市コンプライアンス推進基本方針に基づき、速やかな報告体制を構築し、適切な初動対応を実施することで、リスクを最小限に抑えることを目的とする。

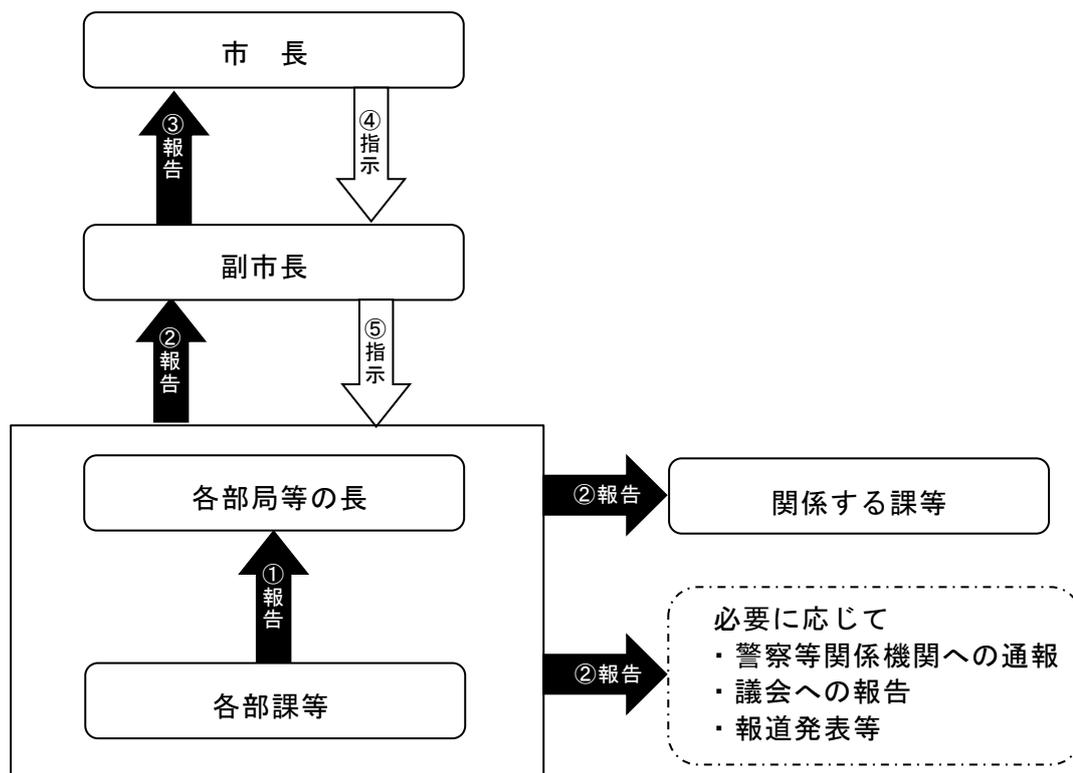
2 これまでの対応

- (1) 各課等においてアクシデントが発生したときは、想定される影響度に応じて、各部課等の長、副市長・市長へと速やかに報告を上げる。
- (2) 各課等において、以下のような解決に向けた対応を進める。
 - ア アクシデントの概要や被害状況、発生要因等の情報収集と把握
 - イ 市長・副市長への報告
 - ウ 必要に応じ、外部機関への連絡（警察への通報、報道発表、議会への報告等）
- (3) 秦野市コンプライアンス推進委員会において、再発防止策の策定及び庁内への周知徹底を行う。

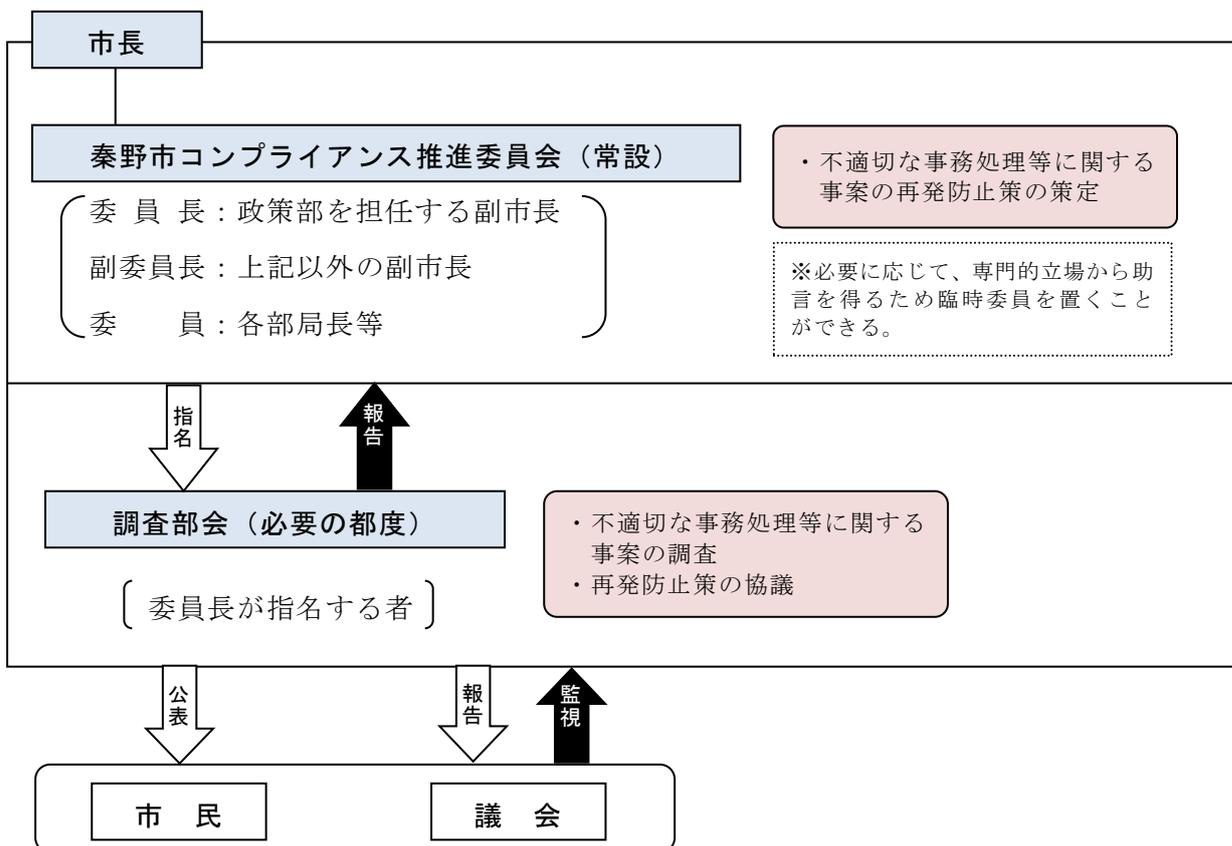
職員の処分については、考査委員会において決定する。

【現行体制のイメージ】

①アクシデント発生時



②アクシデント発生後の対応



3 今後の課題及び協議事項

(1) 報告体制の体系について

これまでは各部課等において、すでに施行されている規程等の手順に従い協議・対応を行っていたが、発生したアクシデントに迅速かつ適切に対処するためには、従来から存在するそれぞれのリスクマネジメント機能を総合的かつ横断的に連携させた効果的な報告体制を構築する必要がある。

これまでの事案等を参考にしながら、現行体制の問題点及び改善すべき点について、各リスクマネジメント主管課長からの意見等に基づき洗い出しを行う。

(2) 情報共有の流れについて

アクシデントが発生した際、関係部課等と遅滞なく連携を図ることを目的として、具体的な情報共有方法について検討を行う。